

高根沢町土砂等の埋立て等による
土壌の汚染の防止に関する条例

届出の手引き

高根沢町

令和7年度最新版

届出の前に、必ず町環境課に事前協議してください

目 次

小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ	1
I 本条例における届出制度の概要	2
II 小規模特定事業を実施する方への留意事項	5
III 小規模特定事業許可申請に必要な書類(チェック表)	7
IV 小規模特定事業届等作成要領	8~15
1 小規模特定事業届(様式第1号)記載要領	8
2 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)届 (様式第3号)記載要領	10
3-1 小規模特定事業変更届(様式第5号)記載要領	12
3-2 小規模特定事業軽微変更届(様式第6号)記載要領	12
4 土砂等搬入届(様式第7号)記載要領	12
5-1 土砂等発生元証明書(様式第8号)記載要領	13
5-2 検査試料採取調書(様式第9号)記載要領	13
6-1 土砂等管理台帳(様式第10号)記載要領	13
6-2 土砂等管理台帳(搬出用)(様式第11号)記載要領	14
7 小規模特定事業状況報告書(様式第12号)記載要領	14
8 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書 (様式第13号)記載要領	14
9 小規模特定事業水質検査等報告書(様式第14号)記載要領	15
10 その他	15
参考(車両表示:例)	16

小規模特定事業の届出をされる皆様へ

栃木県では、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、平成11年4月1日に栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が施行されました。

県条例の施行に伴い高根沢町においても、高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を平成12年7月1日から施行し、土砂等の埋立て等の適正化を図ってきました。

今般、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称：盛土規制法)が令和7(2025)年4月1日から運用開始されるに当たり、高根沢町においても土砂条例を改正し、令和7年4月1日から施行するものです。

改正後の土砂条例では、外部からの土砂等を500m³以上3,000m³以下の規模で埋立て等する場合、事業計画等について埋立て等を開始する14日前に届け出るほか、改正前の土砂条例と同様、土砂搬入毎の搬入届や定期的な水質・地質検査を義務付けております。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、改正後の条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく届出に必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

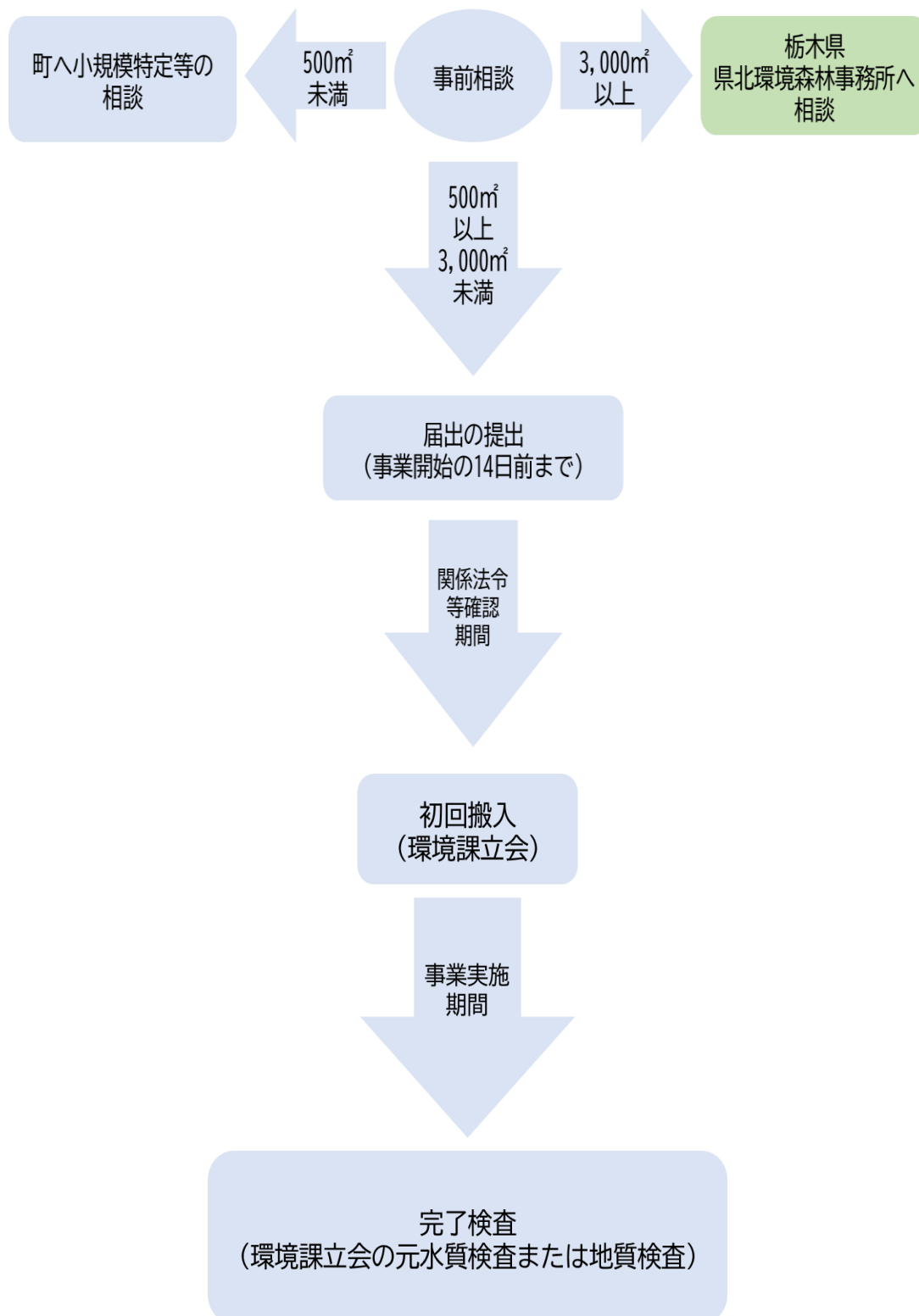
条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、たい積を行われるようお願いいたします。



I 本条例における届出制度の概要

◇ 本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、町環境課へ事前に届出を行う必要がありますが、事前相談から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

小規模特定事業フローチャート



1 事前相談

(事業区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満の場合の確認事項①～⑦)

- ① 事業予定地の所在地(住所)
- ② 盛土規制法に基づく事前相談状況
- ③ その他関係法令の確認状況
- ④ 事業予定期間(事業開始予定日から事業完了予定日)
- ⑤ 届出書類の内容
- ⑥ 留意事項
- ⑦ その他

(事業区域の面積が 500 m²未満の場合の確認事項①～⑦)

- ① 事業予定地の所在地(住所)
- ② 盛土規制法に基づく事前相談状況
- ③ その他関係法令の確認状況
- ④ 事業予定期間(事業開始予定日から事業完了予定日)
- ⑤ 初回搬入予定日
- ⑥ 留意事項
- ⑦ その他

(事業区域の面積が 3,000 m²以上の場合)

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例が適用となるため、事業区域の面積が 3,000 m²以上となる場合は栃木県 県北環境森林事務所へ相談を行ってください。

2 小規模特定事業届出提出後の義務

【全ての届出事業者が行うもの】

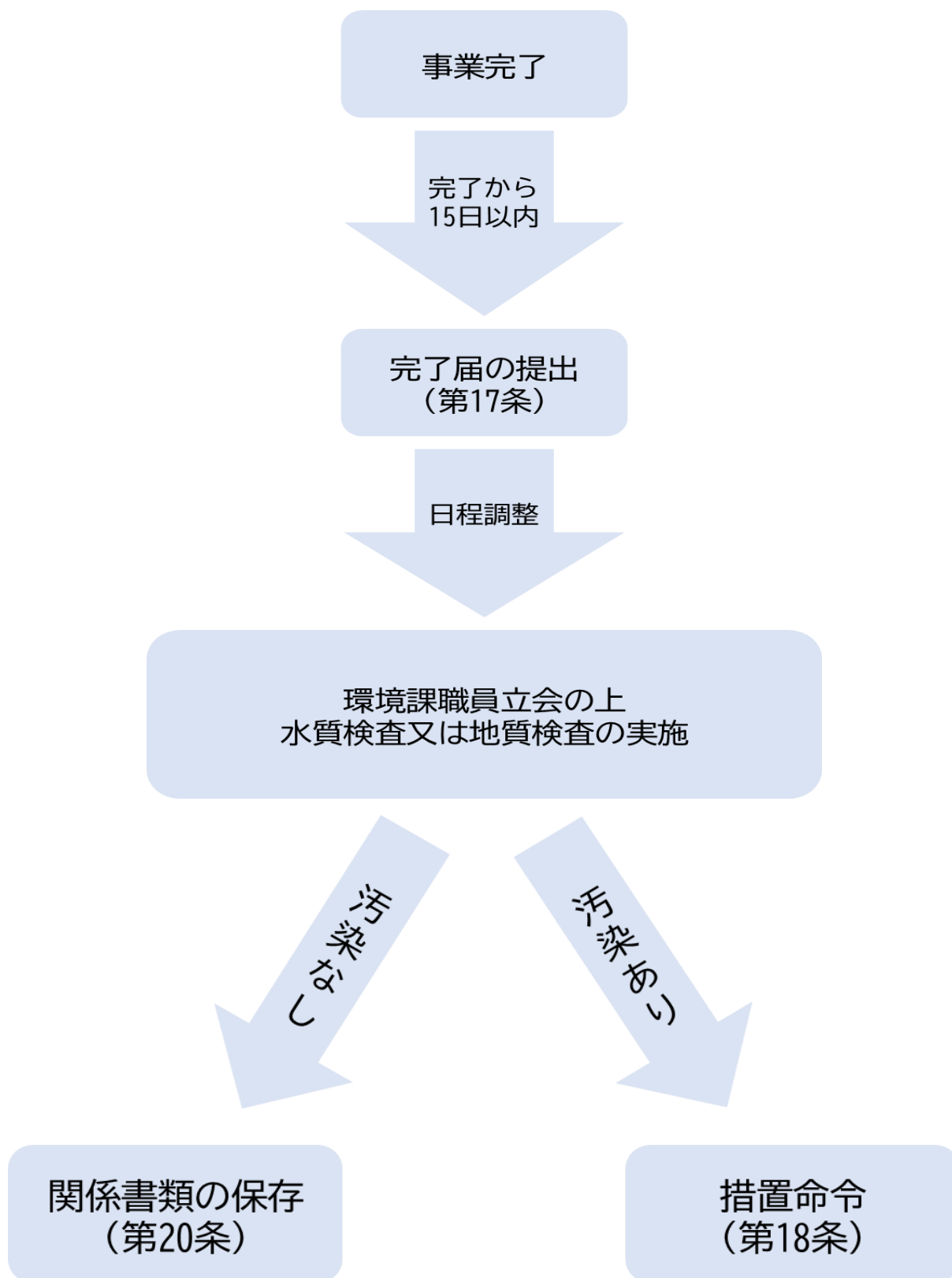
- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| (1) 土砂等の搬入の届出(第10条) | ⇒ | 採取場所ごと、かつ 5,000 m ³ ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付 |
| (2) 土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告(第11条) | ⇒ | 採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載 |
| | ⇒ | 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 2 週間以内
(小規模一時たい積は 3 月ごとに当該 3 月を経過した日) |
| (3) 水質検査等の実施及び結果報告(第12条) | ⇒ | 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 2 週間以内
(小規模一時たい積は 3 月ごとに当該 3 月を経過した日) |
| (4) 関係書類の縦覧(第14条) | | |
| (5) 標識の表示等(第15条) | | |
| (6) 搬入車両への表示(第16条) | | |

【必要に応じて行うもの】

- | | | |
|--------------------------------|---|--|
| (1) 申請事項の変更許可申請及び軽微な変更の届出(第9条) | ⇒ | 小規模特定事業区域や小規模特定事業の期間の変更等 |
| | ⇒ | 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更 |
| (2) 周辺住民等への周知(第 13 条) | ⇒ | 周辺住民やその他利害関係を有する者に対し小規模特定事業の計画を周知する必要有 |

3 小規模特定事業の終了

◇ 小規模特定事業完了までの大きな流れを以下に示しました。



Ⅱ 小規模特定事業を実施する方々への留意事項

1 事業の実施にあたって

- (1) 小規模特定事業を実施する区域(土地)の埋蔵文化財の有無について、町生涯学習課に確認すること。
(埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。)
- (2) 小規模特定事業を実施する区域(土地内)に、青地や赤道がある場合(公図で確認すること。)は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を町都市整備課や宇都宮財務事務所等に確認すること。
- (3) 小規模特定事業に使用する土砂等の搬入経路について、町内道路の損傷防止や損傷復旧対応等について、町都市整備課と協議すること。
- (4) 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用(一時転用を含む。)の手続き等について農業委員会事務局に確認すること。
- (5) 小規模特定事業を実施する区域の近隣に、学校や保育園等の公共施設がある場合は、町学校教育課・町こどもみらい課等と協議すること。
- (6) 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、町産業課及び矢板森林管理事務所に確認すること。
- (7) その他、施行規則第6条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認すること。
- (8) 1,000 m²以上の小規模一時たい積事業(ストックヤード)は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出をすること。
- (9) 上記以外の法令で規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可が必要なものについては、併せて許認可を取ること。
- (10) 小規模特定事業の届出は、事業を開始する 14 日前までに町環境課まで届出をすること。
- (11) 盛土等を行う場合は、盛土規制法に基づき栃木県 県土整備部 盛土安全推進班へ事前相談を行うこと。
- (12) 小規模特定等(500 m²未満)の場合、条例に基づく届出は不要となるが、条例第 18 条は適用となる。

2 事業について

(1) 事業区域、対象事業

- ① 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積(実際に土砂を搬入する区域の面積)をいい、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所は含まない。
また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。(たとえ隣接地でも届出対象となる。)
- ② 事業規模が、変更により 500 m²以上(ただし、3,000 m²未満のとき)になった場合は、その時点で町条例の届出が必要となる。(3,000 m²以上は県条例の届出対象であり、変更により 3,000 m²以上になった場合は、その時点で県条例の届出が必要になる。)
また、事業規模は500m²未満であっても、その土地に隣接する土地において、その埋め立てに着手する日から3年以内に埋立てが行われているときは、隣接する土地と一体と見なし、合計面積が500m²以上となった時点で届出の対象となる。

(2)使用材料等

- ① 路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

3 その他

- (1) 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。
- (2) 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要である。
- (3) 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

Ⅲ 許可申請の必要書類チェック表

小規模特定事業	✓	小規模一時たい積事業	✓
1 小規模特定事業届(様式第1号)		1 小規模特定事業(小規模一時堆積事業)届(様式第3号)	
2 同上(別紙搬入計画等)			
3 届出者の住民票の写し又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し(法人にあっては、登記事項証明書)		2 届出者の住民票の写し又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し(法人にあっては、登記事項証明書)	
4 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書(様式第2号)		3 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書(様式第2号)	
5 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図		4 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	
6 小規模特定事業場の平面図及び断面図(小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)		5 小規模特定事業場の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)	
7 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し		6 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し	
8 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書			
9 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面		7 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面	
10 その他町長が必要と認める書類		8 その他町長が必要と認める書類	

Ⅳ 小規模特定事業届等作成要領

1 小規模特定事業届(様式第1号)記載要領

◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計 2 部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)

【小規模特定事業届関係】

- (1) 小規模特定事業場の位置及び面積
小規模特定事業場の地番を全て記載すること。(別紙で記載することも可能)
面積においては事業場及び事業区域の実測面積をそれぞれ記載すること。
- (2) 小規模特定事業に供する施設の設置計画
別紙にて記載すること。
- (3) 小規模特定事業の目的
小規模特定事業後の土地利用計画を記載すること。
- (4) 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
所在地住所及び必ず連絡を取ることができる電話番号を記載すること。
- (5) 現場管理責任者の氏名
規則第 16 条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (6) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの予定量の合計に概ね合致すること。
- (7) 小規模特定事業の期間
小規模特定事業を行う期間を記載すること。(3年以内)
- (8) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
別紙に記載すること。事業の前後の構造が判別できる 1/500 程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。
- (9) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。

【添付書類関係】

- (10) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
届出時点での住所が記載されているものであること。
- (11) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書(様式第2号)
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置として、詳細な防止計画等を記載すること。
騒音及び振動の防止措置として、土砂の搬入時間は騒音規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき設定すること。
- (12) 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図
1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (13) 小規模特定事業場の平面図及び断面図
小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。
(原則として 1/250～1/500 の図面とする。)

- (14) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
3月以内に発行したものに限り、公図においては、小規模特定事業場を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者を記載し、作成者の押印がなされているものとする。
- (15) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
小規模特定事業届(様式第1号)へ記載した予定量の根拠となるものとする。各土砂等の採取場所からの予定量の合計に概ね合致すること。
- (16) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
届出時点で受けている許認可等について全て添付すること。また、許認可等の申請を行っているものがある場合はその旨を記載すること。
- (17) その他
- ① 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
 - ② 検査試料採取調書、計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)届(様式第3号)記載要領

◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計2部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)

【小規模特定事業(小規模一時たい積事業)届関係】

- (1) 小規模特定事業場の位置及び面積
小規模特定事業場の地番を全て記載すること。(別紙で記載することも可能)
面積においては事業場及び事業区域の実測面積をそれぞれ記載すること。
- (2) 小規模特定事業に供する施設の設置計画
別紙にて記載すること。
- (3) 小規模特定事業の目的
小規模特定事業後の土地利用計画を記載すること。
- (4) 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地
所在地住所及び必ず連絡を取ることができる電話番号を記載すること。
- (5) 現場管理責任者の氏名
規則第16条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (6) 小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量
年間及び1日平均の土砂等の搬入等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
- (7) 小規模特定事業の期間
小規模特定事業を行う期間を記載すること。(3年以内)
- (8) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
別紙に記載すること。一時堆積事業において土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が判別できる1/500程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

【添付書類関係】

- (9) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し
(法人にあっては、登記事項証明書)
届出時点での住所が記載されているものであること。
- (10) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書(様式第2号)
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置として、詳細な防止計画等を記載すること。
騒音及び振動の防止措置として、土砂の搬入時間は騒音規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき設定すること。
- (11) 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図
1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (12) 小規模特定事業場の平面図及び断面図
土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものとする。
- (13) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
3月以内に発行したものに限る。公図においては、小規模特定事業場を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

- (14) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
届出時点で受けている許認可等について全て添付すること。また、許認可等の申請を行っているものがある場合はその旨を記載すること。
- (15) その他
- ① 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
 - ② 検査試料採取調書、計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

3-1 小規模特定事業変更届(様式第5号)記載要領

◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計 2 部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)

【小規模特定事業変更届関係】

- (1)変更を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。
- (2)期間延長の変更は1年以内とすること。

【添付書類関係】

- (3)変更に係る書類のみを添付すること。
- (4)小規模特定事業届に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

3-2 小規模特定事業軽微変更届(様式第6号)記載要領

◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計 2 部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)

【小規模特定事業軽微変更届関係】

- (1)届出者の氏名及び住所、構造が変化しない程度の土砂等の量、採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者等の変更を行う場合に使用する。
- (2)変更を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容を記載すること。

【添付書類関係】

- (3)氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

4 土砂等搬入届(様式第7号)記載要領

◇ 提出部数は1部とする。なお、提出は郵送不可、持参すること。

【届関係】

- (1)土砂等の採取場所1ヶ所につき1通作成すること。
- (2)同一採取場所の場合は、5,000㎡までごとに1通作成すること。
- (3)土砂等の搬入予定量
1つの採取場所からの全体量を記載し、1通の届出に係る搬入量は5,000㎡以下であること。
- (4)土砂等の運搬事業者名
事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

【添付書類関係】

- (5)検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。
- (6)土砂等の採取場所から、小規模特定事業場までの搬入経路図を提出すること。

5-1 土砂等発生元証明書(様式第8号)記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は1部とする。

【証明書関係】

(1)土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行う事業者となる。(小規模一時たい積小規模特定事業場を経由する場合には、小規模一時たい積小規模特定事業者又は埋立て等事業者となる。)

(2)当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から当該小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(3)今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量(1度に最高 5,000 m³まで)が記載されていること。

(4)発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から当該小規模特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者名が記載されていること。

5-2 検査試料採取調書(様式第9号)記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇ 提出部数は1部とする。

【証明書関係】

(1)検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

【添付書類関係】

(2)当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ規則別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。(規則第11条第3項)

(3)当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行したものであり、計量法第110条の2の規定により交付されたものであること。

6-1 土砂等管理台帳(様式第10号)記載要領

※ 小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

◇小規模特定事業状況報告書の提出の際に、写しを1部提出する。

【台帳関係】

(1)小規模特定事業に使用される土砂等の量

小規模特定事業届出時に積算した小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。

(変更のあった場合は、変更後の量)

(2)土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「○○会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

6-2 土砂等管理台帳(搬出用)(様式第11号)記載要領

※ 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

◇ 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書の提出の際に、写しを1部提出する。

【台帳関係】

(1) 小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬出量

許可申請時に積算した年間及び1日平均の土砂等の搬出の予定量を記載すること。

(変更のあった場合は、変更後の量)

(2) 小規模特定事業場等への搬出

① 搬出先の直下の欄へは、当該小規模一時たい積場から搬出する場所を記載すること。

② 搬出先に対応する各日付け欄へは、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

7 小規模特定事業状況報告書(様式第12号)記載要領

◇ 提出部数は1部とする。

【報告書関係】

(1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2) 今回報告量

報告に係る期間(6月間)に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

【添付書類関係】

(4) 土砂等管理台帳(様式第10号)の写し

8 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書(様式第13号)記載要領

◇ 提出部数は1部とする。

【報告書関係】

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されずに残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。

【添付書類関係】

(4) 土砂等管理台帳(搬出用)(様式第11号)の写し

9 小規模特定事業水質検査等報告書(様式第14号)記載要領

※ 規則第12条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は1部とする。

【報告書関係】

(1)当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

【添付書類関係】

(2)検査試料採取調書(様式第9号)

※6-2検査試料採取調書記載要領を参照

(3)当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行わなければならないこと。(規則第10条第1項)

① 別表に掲げる項目

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検液方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法

② 水素イオン濃度及び浮遊物質濃度

昭和49年告示に定める測定方法

(4)当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第11条第1項の規定により採取・作成された資料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならないこと。(施行規則第11条第1項第3号)

(5)当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法107条の登録を受けた計量証明事業者が発行したものであり、計量法第110条の規定により交付されたものであること。

10 その他

(1)小規模特定事業変更届(様式第5号)・小規模特定事業軽微変更届(様式第6号)

◇ 提出部数は1部とする。

(2) 小規模特定事業完了届(様式第15号)

◇ 提出部数は1部とする。

土砂等搬入車両

○搬入先(小規模特定事業区域)

【100ポイント以上】

高根沢町大字石末○○ほか

○事業者

(株)たかねざわ土砂

【60ポイント以上】

○土砂等搬入事業者

【30ポイント以上】

(有)残土運送

【60ポイント以上】